【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
タイトル	【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)	店頭外国為替証拠金取引説明書
前文	店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本取引説明書の内容を十分に読んでご理解ください。 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本取引説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。	店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。
店頭外国為 替証拠リスク および財産の ので対方 の管理要事項	商 号: ワイジェイ FX 株式会社 登録番号: 関東財務局長(金商)第271号 金融商品取引業者 連絡先:0120-724-277 加入協会: 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問 業協会	商 号:ワイジェイ FX 株式会社 登録番号:関東財務局長(金商)第271号 金融商品取引業者 連絡先:0120-724-277 加入協会:一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問 業協会
で国文学が	店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建 MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるにあたっては、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款(以下「約款」といいます。)および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。	店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建 MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるにあたっては、 <u>約款</u> および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。
	1. お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の額は、その取引についてお客さまが預託した証拠金の額に比べて大きくなります。	1. お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の額は、その取引についてお客さまが預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
	2. お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に通貨の価格がお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被るおそれがあり、かつ当該損失の額がお客さまが預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利が変動することにより、スワップポイント(店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについての19で説明しています。)が受取から支払に転じることもあります。	2. お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に通貨の価格がお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被るおそれがあり、かつ当該損失の額がお客さまが預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利が変動することにより、スワップポイントが受取から支払に転じることもあります。

3. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

※「ビッド」、「オファー」、「スプレッド」等の用語は、本取引説明 書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」において、説明し ています。

(省略)

8. 当社は、お客さまから<u>お預かり</u>した証拠金については、株式会社三井住 友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分 管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりませんが、その間も金融庁長官の指定する金融機関 (ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行およびイオン銀行) において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

(省略)

店頭外国為 替証拠金取 引のリスク についての 説明

店頭外国為替証拠金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。

店頭外国為替証拠金取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等さまざまな観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。

①店頭外国為替証拠金取引の性質と信用リスク

ワイジェイFX株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する店頭外国 為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引です。従って、インターバンク(銀 行間)を含む全ての店頭外国為替証拠金取引は相対取引(OTC=Over The Counter 取引)によって行われます。当社は、店頭外国為替証拠金取引に

3. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。 (記載なし)

(省略)

8. 当社は、お客さまから<u>おあずかり</u>した証拠金については、株式会社三井 住友銀行の顧客区分管理信託ロおよびみずほ信託銀行株式会社の顧客区 分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。な お、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかかる信託に基づく信託 保全の保全対象とはなりませんが、その間も金融庁長官の指定する金融 機関(ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、 楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行およ びイオン銀行)において、証拠金であることがその名義により明らかな 預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

(省略)

店頭外国為替証拠金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。

店頭外国為替証拠金取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等さまざまな観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。

①店頭外国為替証拠金取引の性質と信用リスク

ワイジェイFX 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する店頭外国 為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引です。従って、インターバンク(銀 行間)を含む全ての店頭外国為替証拠金取引は相対取引(OTC=Over The Counter 取引)によって行われます。当社は、店頭外国為替証拠金取引に 関してお客さまの取引の相手方として行動することになり、当社とお客さまとの間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質からOTC取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。従って、お客さまには店頭外国為替証拠金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについてのご理解をお願いいたします。

(省略)

③金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行われ、お客さまがポジション(建玉)を決済するまで、日々スワップポイントの受取または支払が発生します。スワップポイントの受取または支払は、各国の景気や政策等、さまざまな要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々の金利水準によってスワップポイントの受取または支払の金額が変動したり、場合によっては受取または支払の方向が逆転するリスクがあります。(削除)

(省略)

⑥レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金に比べ大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。そのため、市場がお客さまのポジション(建玉)に対し、不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社の所定の方法により、強制的にお客さまのポジション(建玉)の全部を反対売買し、決済させていただくことがあると共に、投資した資金を超える損失を被るおそれもあります。

関してお客さまの<u>カウンターパーティー(取引の相手方)</u>として行動することになり、当社とお客さまとの間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質からOTC取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。従って、お客さまには店頭外国為替証拠金取引を開

始される前に、取引の性質とリスクについてのご理解をお願いいたします。

(省略)

③金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行われ、(記載なし) 日々スワップポイントの受取または支払が発生します。スワップポイントの受取または支払は、各国の景気や政策等、さまざまな要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々の金利水準によってスワップポイントの受取または支払の金額が変動したり、場合によっては受取または支払の方向が逆転するリスクがあります。またお客さまがポジション(建玉)を決済するまで、スワップポイントの受取または支払が発生します。

(省略)

⑥レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)に比べ大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。そのため、市場がお客さまのポジション(建玉)に対し、不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社の所定の方法により、強制的にお客さまのポジション(建玉)の全部を反対売買し、決済させていただくおそれがあると共に、投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

2. 口座開設 について

原則として当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座(以下「外貨 ex 口座」といいます。)の口座開設お申し込みを受付いたします。

※外貨 ex 口座開設後、別途お手続きをしていただくことで店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」口座(以下「オプトレ!口座」といいます。) および店頭外国為替証拠金取引トレードコレクター口座(以下「トレードコレクター口座」といいます。) の取引を開始することが可能です。

お問い合わせ等は YJFX! お客さまサービスセンターでお受けいたします。 店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれが あります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあた っては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。

- ① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、<u>仕組み、リスクおよび取引条件等について、</u>約款および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。
- ② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。

(個人のお客さまの場合)

- ●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができる こと。
- ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- ●日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
- ●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略)

(法人のお客さまの場合)

- ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

原則として当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座(以下「外貨 ex 口座」といいます。)の口座開設お申し込みを受付いたします。

※外貨 ex 口座開設後、ご希望に応じて、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受けていただくことで、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」口座(以下「オプトレ!口座」といいます。)の取引を開始することが可能です。また、トレードコレクターのプロフィール登録を行うことで、トレードコレクター口座の取引を開始することが可能です。

お問い合わせ等は YJFX! お客さまサービスセンターでお受けいたします。 店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれが あります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあた っては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。 ① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、<u>仕組みおよびリスク、ならびに本取引</u> <u>の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、</u>約款および本取引説 明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。 ② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下の

(個人のお客さまの場合)

ようになっております。

- ●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- ●日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
- ●本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略)

(法人のお客さまの場合)

- ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

	 ●取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略) 			 ●取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略) 		
店頭外国為 替証拠要と 引の概要と 仕れて いて 4.取引方法 について	外貨 ex ではパソコンの他、携帯端末等でもお取引いただけます。 なお、一部のお取引については、携帯端末などでは対応していない場合も ございます。				コンの他、携帯端末等でもお いらのご利用ができないサー	
店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて	当社では原則、ニューヨーククローズ <u>(通常は午前7時、米国サマータイム時期は午前6時)</u> 前にシステムメンテナンスを実施しており、その時間帯にはお取引を行っていただくことができません。なお、当社ではシステムメンテナンス開始直前のレートをニューヨーククローズレートとしております。			<u>期は6時</u> 前にシ 取引を行っていた	·ステムメンテナンス <mark>を実施</mark>	は7時、米国サマータイム時 しており、その時間帯にはお お、当社ではシステムメンテ ーズレートとしております。
5. 取引時間	取引時間、取引停	・ ・止時間帯は以下の通りです。 I	> T	取引時間、取引停止時間帯は以下の通りです。		
		取引時間	取引停止時間帯		取引時間	取引停止時間帯
	通常	月曜日午前7時~ 土曜日午前6時50分	毎日午前 6 時 55 分~ 午前 7 時	通常	月曜日午前7時~ 土曜日午前6時50分	毎日午前 6 時 55 分~ 午前 7 時
	米国サマータイ ム時期	月曜日午前7時~ 土曜日午前5時50分	毎日午前 5 時 55 分~ 午前 6 時	米国サマータイム時期	月曜日午前7時~ 土曜日午前5時50分	毎日午前 5 時 55 分~ 午前 6 時
	※当社システムの機器等の瑕疵(かし)もしくは障害または補修等やむを			※当社システムの	機器等の瑕疵(かし)もし	くは障害または補修等やむを

店頭外国為	を一時停止すること ※なお、当社は <u>法令諸</u> 等の変化に伴い取引時	がございます。 規則の新設・改廃、経済 間を変更できるものとし	スの一部または全部の提供 情勢または為替市場の状況 ます。 をいい、左右並べて表記し、	得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがございます。 ※なお、当社は <u>法律、政令、規則、その他の法令の新設・改廃・経済情勢</u> または為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。
替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ	左側の通貨 <u>(以下「取売</u> 下「変動通貨」といい	通貨 といいます。) <u> </u> 1 単	位に対して右側の通貨 <u>(以</u> 必要な金額で表示されます。	
いて 7. 取扱い通 貨ペア	USD/JPY (米ドル/円) AUD/JPY (豪ドル/円)	EUR/JPY (ユーロ/円) NZD/JPY (ニュージーラ ンドドル/円)	EUR/USD (ユーロ/米ドル) GBP/JPY (英ポンド/円)	通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し 左側の通貨 (記載なし) 1 単位に対して右側の通貨 (記載なし) で売買する のに必要な金額で表示されます。外貨 ex で取り扱う通貨ペアは USD/JPY(メ ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、EUR/USD (ユーロ/米ドル)、AUD/JPY
	CHF/JPY (スイスフラ ン/円) ZAR/JPY (南アフリカ ランド/円)	CAD/JPY (カナダドル/円) AUD/USD (豪ドル/米ドル)	GBP/USD (英ポンド/米ドル) NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)	(豪ドル/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、CHF/JPY (スイスフラン/円)、CAD/JPY (カナダドル/円)、GBP/USI (英ポンド/米ドル)、ZAR/JPY (南アフリカランド/円)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)、NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)、CNH/JPY (人民元/円)、HKD/JPY (香港ドル/円)、EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)、EUR/AU
	CNH/JPY (人民元/円) EUR/AUD (ユーロ/豪ドル) GBP/CHF (英ポンド/	HKD/JPY (香港ドル/円) USD/CHF (米ドル/スイ スフラン) AUD/CHF (豪ドル/スイ	EUR/GBP (ユーロ/英ポンド) EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン) CAD/CHF (カナダドル/ス	(ユーロ/豪ドル)、USD/CHF(米ドル/スイスフラン)、EUR/CHF(ユーロスイスフラン)、GBP/CHF(英ポンド/スイスフラン)、AUD/CHF(豪ドル/スイスフラン)、CAD/CHF(カナダドル/スイスフラン)、USD/HKD(米ドル/香港ドル)の組み合わせとなります。
	スイスフラン) USD/HKD (米ドル/香 港ドル)	スフラン)_	イスフラン) タイムレートにて <u>計算、表</u>	また、証拠金は日本円の他当社の定める通貨での差し入れとなり、評価 損益を含めた円換算合計額はリアルタイムレートにて <u>表示、計算</u> します。

店頭外国為	各取引通貨の最低取引単位	は次のようになります。	各通貨の最低取引単位は次のようになります。
替証拠金取	<u>USD (米ドル) ※</u>	<u>米ドル)※</u> <u>1,000 米ドル</u>	USD (米ドル) の最低取引単位:1,000 米ドル
引の概要と 仕組みにつ	EUR (ユーロ)	1,000 ユーロ	<u>EUR (ユーロ) の最低取引単位:1,000 ユーロ</u>
いて	AUD (豪ドル)	1,000豪ドル	AUD(豪ドル)の最低取引単位:1,000 豪ドル NZD(ニュージーランドドル)の最低取引単位:1,000 ニュージーランドド
8. 取引単位	NZD (ニュージーランドト	<u>1,000 ニュージーランドドル</u>	<u>/\bu</u>
0. 秋月中區	GBP (英ポンド)	1,000 英ポンド	GBP (英ポンド) の最低取引単位:1,000 英ポンド CHF (スイスフラン) の最低取引単位:1,000 スイスフラン
	CHF (スイスフラン)	<u>1,000 スイスフラン</u>	<u>CAD(カナダドル)の最低取引単位:1,000 カナダドル</u>
	CAD (カナダドル)	<u>1,000 カナダドル</u>	ZAR (南アフリカランド) の最低取引単位:10,000 南アフリカランド CNH (人民元) の最低取引単位:10,000 人民元
	ZAR (南アフリカランド)	10,000 南アフリカランド	HKD (香港ドル) の最低取引単位: 10,000 香港ドル
	CNH (人民元)	10,000 人民元	※他の通貨の最低取引単位が 1,000 通貨単位であるのに対し、南アフリカランド、人民元、香港ドルの最低取引単位は、10,000 通貨単位となります
	HKD (香港ドル)	10,000 香港ドル	のでご注意ください。
	<u>※USD/HKD(米ドル/香港ドますのでご注意ください</u>	ル) の最低取引単位は、10,000 通貨単位となり。	
店頭外国為 替証拠金取	呼び値(変動通貨の最小変動幅)の単位は、1 通貨単位あたり 0.1 ポイント		1 通貨単位あたり 0.1 ポイントです。
引の概要と	です。		※円の場合 : 1.0 ポイント= 1 銭
仕組みにつ	円の場合	1.0 ポイント= 1 銭	※米ドルの場合 : 1.0 ポイント= 0.0001 米ドル
いて	<u>米ドルの場合</u> 英ポンドの場合	1.0 ポイント= 0.0001 米ドル 1.0 ポイント= 0.0001 英ポンド	※英ポンドの場合: 1.0 ポイント= 0.0001 英ポンド※豪ドルの場合: 1.0 ポイント= 0.0001 豪ドル
9. 呼び値の	豪ドルの場合	1.0 ポイント= 0.0001 美 ポント 1.0 ポイント= 0.0001 豪ドル	<u>※家下ルの場合</u> : 1.0 ポイント= 0.0001 <u>家下ル</u> ※スイスフランの場合 : 1.0 ポイント= 0.0001 スイスフラン
単位(ティ	スイスフランの場合	1.0 ポイント= 0.0001 スイスフラン	※香港ドルの場合 : 1.0 ポイント= 0.0001 香港ドル
ック)	香港ドルの場合	1.0 ポイント= 0.0001 香港ドル	

店頭外国為
替証拠金取
引の概要と
仕組みにつ
いて

10. 取引レート

1 通貨単位の取引価格を、次のとおり画面上に掲示いたします。

- 10/1 10/3/1	<u> </u>
表示通貨	通貨ペア
円価格	** ** ** ** ** ** ** **
米ドル価格	ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニ ュージーランドドル/米ドル
英ポンド価格	ユーロ/英ポンド
豪ドル価格	ユーロ/豪ドル
<u>スイスフラン</u> <u>価格</u>	米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン、豪ドル/スイスフラン、カナダドル/スイスフラン
香港ドル価格	米ドル/香港ドル

お客さまとの取引価格については当社が<u>カバー取引先</u>から配信される取引価格を基に独自で決定している価格です。また、ビッド価格(Bid)とオファー価格(Ask)の両方の価格を同時に掲示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。

ビッド価格とオファー価格の間には価格差(スプレッド)があり、この 価格差(スプレッド)分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなって います。スプレッドは相場動向の急変および市場の流動性の減少等により 変動する場合があります。

1通貨単位の円価格(ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、 ニュージーランドドル/米ドルの場合は、米ドル価格。ユーロ/英ポンドの 場合は、英ポンド価格。ユーロ/豪ドルの場合は、豪ドル価格。米ドル/ス イスフラン、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン、豪ドル/スイ スフラン、カナダドル/スイスフランの場合は、スイスフラン価格。米ドル /香港ドルの場合は、香港ドル価格。)を画面上に掲示いたします。お客さまとの取引価格については当社がカバー先銀行から配信される取引価格を 基に独自で決定している価格です。また、ビッド価格(Bid)とオファー価格(Ask)の両方の価格を同時に掲示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。

ビッド価格とオファー価格の間には価格差(スプレッド)があり、この 価格差(スプレッド)分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなって います。スプレッドは相場動向の急変および市場の流動性の減少等により 変動する場合があります。

店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて

12.注文の 種類

種類	説明
	価格を指定しない注文方法です。注文を受け付けた際の実勢レート で約定します。
	全決済注文、通貨毎全決済、ワンタッチ注文(スリッページが無制限の場合)、ワンタッチ全決済注文、ドテン取引(本表の「ドテン
	取引」参照。) の新規注文時、成行決済、追証(30.追証ルールで説明しています) による強制決済、ロスカット(31 ロスカットルー

種類	説明			
成行 注文	価格を指定しない注文方法です。注文を受け付けた際の実勢レートで約定します。 全決済注文、通貨毎全決済、ワンタッチ注文(スリッページが無制限の場合)、ワンタッチ全決済注文、ドテン取引の新規注文時、成行決済、 <u>追証</u> による強制決済、 <u>ロスカット</u> の際には成行で約定しま			
	1-			

ただし、お客さまの端末と当社のサーバーとの間の通信時間および 当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客さまの発 注時の価格と実際の約定価格との間に価格差(これを「スリッペー ジ」といいます)が発生する場合があります。 「スリッページ」は、お客さまにとって有利となる場合もあれば、 不利となる場合もあります。 |※レートの変動が大きい時にはお客さまが想定されている取引価 格とかい離した価格で注文が約定する場合がございます。 (省略) |保有ポジションを通貨ペアごとかつ売買区分別に、一括で成行にて 決済する注文方法です。(通貨毎全決済注文実行時までに、通貨毎 全決済対象ポジションに対して、既に発注していたリーブオーダー 诵貨 (「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」で、説明してい ます。) が執行中になった場合は、そのポジションは通貨毎全決済 全決 対象から除外されます。) 済 ※成行注文につきましては、本項目「成行注文」記載欄をご参照く 注文 ださい。 (省略) FIFO 方式 (First in First out: 先入先出方式) にて、自動的 に新規や決済を選択し、リアルタイム注文(スリッページが無制限 の場合は成行)にて発注する注文方法です。従って、両建てを行う ワン ことはできません。ポジションを保有している場合、そのポジショ タッ ンと反対の売買区分のワンタッチ注文を行うとその注文は自動的 に決済注文となりますのでご注意ください。 注文 スリッページ幅は、表示中の取引価格を基準に、±9.0 ポイントの 上限の範囲内、もしくは無制限を設定することができます。 原則、注文した時点で表示されている取引価格で約定されますが

ルで説明しています。)の際には成行で約定します。

全決済注文、通貨毎全決済、ワンタッチ注文(スリッページが無制

限の場合)、ワンタッチ全決済注文、ドテン取引の新規注文時、成

行決済は当社のサーバーで受け付けた時間順に処理されます。

全決済注文、通貨毎全決済、ワンタッチ注文(スリッページが無制 限の場合)、ワンタッチ全決済注文、ドテン取引の新規注文時、成 行決済は当社のサーバーで受け付けた時間順に処理されます。 ただし、お客さまの端末と当社のサーバーとの間の通信時間および 当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客さまの発 注時の価格と実際の約定価格との間に価格差(これを「スリッペー

「スリッページ」は、お客さまにとって有利となる場合もあれば、 不利となる場合もあります。

ジ」といいます)が発生する場合があります。

※レートの変動が大きい時にはお客さまが想定されている取引価 格とかい離した価格で注文が約定する場合がございます。

(省略)

保有ポジションを通貨ペアごとかつ売買区分別に、一括で成行にて 決済する注文方法です。(通貨毎全決済注文実行時までに、通貨毎 通貨 全決済対象ポジションに対して、既に発注していたリーブオーダー が執行中になった場合は、そのポジションは通貨毎全決済対象から 全決 除外されます。)

|※成行注文につきましては、本項目「成行注文」記載欄をご参照く 注文ださい。

(省略)

ワン チ 注文

FIFO 方式 (First in First out: 先入れ先出し式注文) にて、 自動的に新規や決済を選択し、リアルタイム注文(スリッページが 無制限の場合は成行)にて発注する注文方法です。従って、両建て を行うことはできません。ポジションを保有している場合、そのポ ジションと反対の売買区分のワンタッチ注文を行うとその注文は 自動的に決済注文となりますのでご注意ください。

スリッページ幅は、表示中の取引価格を基準に、±9.0 ポイントの 上限の範囲内、もしくは無制限を設定することができます。 原則、注文した時点で表示されている取引価格で約定されますが、

スリッページ幅を設定した場合において、実勢レートが不利な方向 に変動した場合は、あらかじめ、お客さまの設定したスリッページ 幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。

実勢レートが有利な方向に変動した場合においては、設定したスリッページ幅が無効となり、スリッページ幅に制限を設けることなく お客さまにとって有利な価格で約定されます。

- ※スリッページ幅の初期(デフォルト)設定は3.0 ポイントです。 スリッページポイントを無制限に設定した場合は、成行で発注されます。
- ※リアルタイム注文および成行注文につきましては、本項目「リアルタイム注文」・「成行注文」記載欄をご参照ください。

(省略)

(省略)

※リアルタイム注文、マーケット注文、ワンタッチ注文、ドテン取引の新規注文時、成行決済、全決済注文(通貨毎全決済、ワンタッチ全決済注文含む)、リピートトレール注文新規注文時においては、<u>カバー取引先</u>からのレート配信が停止されている場合等により、該当する通貨ペアにおける注文が約定されないことがございますので、ご注意ください。(省略)

店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて

19. スワッ プポイント お客さまがご自身で保有するポジション(建玉)を決済しない場合、当社はお客さまのポジション(建玉)を毎営業日自動的にロールオーバー(本欄下の※で説明しています。)して翌営業日に繰り越します。店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、ある営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越される場合に、組み合わせ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

(省略)

スリッページ幅を設定した場合において、実勢レートが不利な方向 に変動した場合は、あらかじめ、お客さまの設定したスリッページ 幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。

実勢レートが有利な方向に変動した場合においては、設定したスリッページ幅が無効となり、スリッページ幅に制限を設けることなくお客さまにとって有利な価格で約定されます。

- ※スリッページ幅の初期(デフォルト)設定は3.0ポイントです。 スリッページポイントを無制限に設定した場合は、成行で発注されます。
- ※リアルタイム注文および成行注文につきましては、本項目「リアルタイム注文」・「成行注文」記載欄をご参照ください。

(省略)

(省略)

※リアルタイム注文、マーケット注文、ワンタッチ注文、ドテン取引の新規注文時、成行決済、全決済注文(通貨毎全決済、ワンタッチ全決済注文含む)、リピートトレール注文新規注文時においては、インターバンクからのレート配信が停止されている場合等により、該当する通貨ペアにおける注文が約定されないことがございますので、ご注意ください。(省略)

お客さまがご自身で保有するポジション(建玉)を決済しない場合、当社はお客さまのポジション(建玉)を毎営業日自動的に<u>ロールオーバー</u>して翌営業日に繰り越します。店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、ある営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越される場合に、組み合わせ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

(省略)

21. 証拠金 等の入金

お客さまが預託する証拠金等は、円貨または当社が<u>指定してホームページ</u>でお知らせする外貨に限られます。

また、お客さまによる証拠金等の預託の方法は、当社指定銀行口座への 振込入金に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等につい ては、かかる入金を当社のシステムが認識した時点でお客さまの外貨 ex 口 座に反映されるため、振込入金から外貨 ex 口座への反映までの間に、一定 のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

クイック入金をご利用いただいた場合には、原則として、上記の場合と比べて、証拠金等はより早く外貨 ex 口座に反映されることになります。ただし、クイック入金の場合であっても、お客さまのお手続きが最後まで正しく完了しなかった場合や入力ミス等により、外貨 ex 口座に対する反映が翌銀行営業日以降になることがありますので、画面上の注意をご熟読の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客さまのお手続き や通信回線状況等の不具合によっては入金の反映が翌銀行営業日以降に なる場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負 担については一切の責任を負いませんのでご注意ください。

また、システムトラブルが発生した場合等により、外貨 ex 口座に対する ご入金が遅くなる場合においては、取引画面において、お客さまに対し て、適時にお知らせ等を行います。お客さまにおかれましては、当社の 画面上のお知らせ等にも十分ご留意いただいた上で、取引・ご入金等を 行っていただくようお願いいたします。

※クイック入金とは、当社提携金融機関より外貨 ex のお客さま口座に即座 にお振込ができる便利なサービスです。ただし、2 千円未満の入金にはご 利用いただけません。

なお、当社指定銀行口座への振込手数料は、お客さま負担といたします。 ただし、クイック入金(取引画面からの指定銀行のネットバンクを利用 した振込)の場合の振込手数料は当社負担といたします。

振込人名義相違等により、当社にて入金反映を受け付けることができないと判断した場合は、原則組戻しとなります。

※組戻しとは、振込手続き完了後に、ご依頼内容に誤りがある、または振 込を取消したい等、お客さま(振込依頼人)のご都合で振込依頼銀行へ、 その振込を取消す依頼をする手続きのことです。組戻し手数料は、お客 さま(振込依頼人)のご負担となります。 お客さまが預託する証拠金等は、円貨または当社が<u>別途指定する外貨</u>に限られます。

また、お客さまによる証拠金等の預託の方法は、当社指定銀行口座への 振込入金に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等につい ては、かかる入金を当社のシステムが認識した時点でお客さまの外貨 ex 口 座に反映されるため、振込入金から外貨 ex 口座への反映までの間に、一定 のタイムラグが生じる可能性があることにご注意ください。

クイック入金をご利用いただいた場合には、原則として、上記の場合と比べて、証拠金等はより早く外貨 ex 口座に反映されることになります。ただし、クイック入金の場合であっても、お客さまのお手続きが最後まで正しく完了しなかった場合や入力ミス等により、外貨 ex 口座に対する反映が翌銀行営業日以降になることがありますので、画面上の注意をご熟読の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客さまのお手続き や通信回線状況等の不具合によっては入金の反映が翌銀行営業日以降に なる場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負 担については一切の責任を負いませんのでご注意ください。

また、システムトラブルが発生した場合等により、外貨 ex 口座に対する ご入金が遅くなる場合においては、取引画面において、お客さまに対し て、適時にお知らせ等を行います。お客さまにおかれましては、当社の 画面上のお知らせ等にも十分ご留意いただいた上で、取引・ご入金等を 行っていただくようお願いいたします。

※クイック入金とは、当社提携金融機関より外貨 ex のお客さま口座に即座 にお振込ができる便利なサービスです。ただし、2 千円未満の入金にはご 利用いただけません。

なお、当社指定銀行口座への振込手数料は、お客さま負担といたします。 ただし、クイック入金(取引画面からの指定銀行のネットバンクを利用 した振込)の場合の振込手数料は当社負担といたします。

振込人名義相違等により、当社にて入金反映を受け付けることができないと判断した場合は、原則組戻しとなります。

(記載なし)

22. 証拠金 等の出金

(省略)

【外貨】

外貨の出金には事前に英字住所の登録が必要となります。ニューヨーククローズまでに受け付けた出金については、翌々銀行営業日までに出金します。ただし、通貨によって翌々銀行営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット(「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」で、説明しています。)応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。この時、出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する銀行営業日が出金日となり得ます。

また、当社では、お客さまが出金依頼を行った翌銀行営業日に、順次送金手続きを行いますが、当社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、出金依頼を取り消しすることはできません。

なお、当社にて手続きを行う時点で、出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合や、出金時に追証が発生している場合には、その出金依頼は取り消し、日本語住所と英字住所が一致しない場合は受付不可となります。

外貨出金手数料は1回1,500円です。当社システムで外貨の出金依頼を認識しうる時点をもって口座から手数料を差し引くため、円貨が不足している場合、出金依頼を承れません。また、当社システムで外貨出金依頼の取消期限である当日のニューヨーククローズまでに取り消しを受け付けた場合、外貨出金手数料を即座に返金いたします。

なお、ご登録いただいている金融機関によっては、別途リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。

登録されている出金口座情報に誤りがある状態で出金依頼を行うと、外貨 ex 口座からはいったん出金されますが、お客さまの出金口座には原則送金されません。この場合、金融機関より当社に照会が入り次第、外貨 ex 口座へ返金のお手続きをいたしますが、外貨出金手数料は返金いたしません。

出金口座としてご利用いただく金融機関によっては、<u>送金手続き</u>に際し、別の金融機関を中継(以下、「中継金融機関」といいます。)することがあり、この場合、原則出金口座へ着金させることができません。

また、上記理由等により<u>送金</u>が正常に処理されなかった場合は、通常の外貨出金手数料のほかに、各金融機関により返金手数料等が発生する場合があり、発生した際はお客さまにご負担いただくこととなります。そのため、外貨出金を行う場合は、必ず事前に出金口座のある金融機関に中継金融機

(省略)

【外貨】

外貨の出金には事前に英字住所の登録が必要となります。ニューヨーククローズまでに受け付けた出金については、翌々銀行営業日までに出金します。ただし、通貨によって翌々銀行営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。この時、出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する銀行営業日が出金日となり得ます。

また、当社では、お客さまが出金依頼を行った翌銀行営業日に、順次送金手続きを行いますが、当社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、出金依頼を取り消しすることはできません。

なお、当社にて手続きを行う時点で、出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合や、出金時に追証が発生している場合には、その出金依頼は取り消し、日本語住所と英字住所が一致しない場合は受付不可となります。

外貨出金手数料は1回1,500円です。当社システムで外貨の出金依頼を認識しうる時点をもって口座から手数料を差し引くため、円貨が不足している場合、出金依頼を承れません。また、当社システムで外貨出金依頼の取消期限である当日のニューヨーククローズまでに取り消しを受け付けた場合、外貨出金手数料を即座に返金いたします。

なお、ご登録いただいている金融機関によっては、別途リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。

登録されている出金口座情報に誤りがある状態で出金依頼を行うと、外貨 ex 口座からはいったん出金されますが、お客さまの出金口座には原則送金されません。この場合、金融機関より当社に照会が入り次第、外貨 ex 口座へ返金のお手続きをいたしますが、外貨出金手数料は返金いたしません。

出金口座としてご利用いただく金融機関によっては、<u>出金手続き</u>に際し、 別の金融機関を中継(以下、「中継金融機関」といいます。)することがあ り、この場合、原則出金口座へ着金させることができません。

また、上記理由等により<u>出金</u>が正常に処理されなかった場合は、通常の外貨出金手数料のほかに、各金融機関により返金手数料等が発生する場合があり、発生した際はお客さまにご負担いただくこととなります。そのため、外貨出金を行う場合は、必ず事前に出金口座のある金融機関に中継金融機

関の有無をお客さま自身でご確認の上、ご利用ください。	関の有無をお客さ	ま自身でご確認の上、ご利用ください。
店頭外国為	用語維持証拠金額	説明 ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. []内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[]内の単位および取引数量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、通貨ペアごとに計算し合算して算出されます。

※複数通貨のポジション(建玉)を保有している 場合は、通貨ペアごとに計算し合算して算出さ れます。法人のお客さまの場合、通貨ペアごと に適用レバレッジが異なりますので、それぞれ の通貨ペアごとに計算した後に合算して、維持 証拠金を算出します。 店頭外国為 外貨exではニューヨーククローズごとに値洗いを行い評価レートを決定し 外貨 ex ではニューヨーククローズごとに値洗いを行い、下表のとおり評価 ます。評価レートは対円取引の場合、毎ニューヨーククローズの MID レー 替証拠金取 レートを決定します。 トとなり、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージー 引の概要と 通貨ペア 評価レート 仕組みにつ ランドドル/米ドルの場合は米ドル/円のニューヨーククローズレート 米ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、ニュージー いて (MID) を乗じた数値、ユーロ/英ポンドの場合は英ポンド/円のニューヨー ランドドル/円、英ポンド/円、スイスフラン/円、 ククローズレート (MID) を乗じた数値、ユーロ/豪ドルの場合は豪ドル/円 左記のレート カナダドル/円、南アフリカランド/円、人民元/ 25. 値洗い のニューヨーククローズレート (MID) を乗じた数値、米ドル/スイスフラ 円、香港ドル/円 とレバレッ ン、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン、豪ドル/スイスフラン、 ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ド ジ カナダドル/スイスフランの場合はスイスフラン/円のニューヨーククロー 左記のレート×米ド ル、ニュージーランドドル/米ドル ズレート(MID)を乗じた数値、米ドル/香港ドルの場合は香港ドル/円のニ ル/円レート ューヨーククローズレート (MID) を乗じた数値となります。 ユーロ/英ポンド 左記のレート×英ポ ンド/円レート ユーロ/豪ドル 左記のレート×豪ド ル/円レート 米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、 左記のレート×スイ 英ポンド/スイスフラン、豪ドル/スイスフラン、 スフラン/円レート カナダドル/スイスフラン 米ドル/香港ドル 左記のレート×香港 ドル/円レート ※評価レートは、いずれもニューヨーククローズの MID レートとなります。 上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あたり(南 上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あたり(南 アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合 10 アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合10 万通貨あたり)の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額はレバ 万通貨あたり)の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額はレバ

下の表をご参照ください。

【個人のお客さま】

個人のお客さまには、レバレッジコースを1倍、10倍、25倍の3種類ご 用意しております。

※50 倍以上のコースは法人のお客さまのみ選択可能です。

【法人のお客さま】

法人のお客さまには、レバレッジコースを1倍、10倍、25倍、50倍、100 倍の5種類ご用意しております。

なお、選択いただいているレバレッジコースにかかわらず、レバレッジ コースに応じて算出した1万通貨あたりの取引証拠金と、一般社団法人金 融先物取引業協会が算出する「為替リスク想定比率」を用いて算出した1万 通貨あたりの取引証拠金のいずれか高い方が適用されます。

- ※お客さまが選択しているレバレッジコースにより算出された取引証拠 金より、低い取引証拠金が適用されることはありません。お客さまが 選択しているレバレッジコースによる取引証拠金よりも、「為替リスク 想定比率 | を用いて算出した取引証拠金が高い場合に適用されるもの となります。
- ※一般社団法人金融先物取引業協会が算出した「為替リスク想定比率」 を取引の額に乗じて得た額以上の取引証拠金額が必要となります。
- ※「為替リスク想定比率」とは、金融取引業等に関する内閣府令第117 条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用いて、一般社団法 人金融先物取引業協会が通貨ペアごとに週次で算出します。詳細につ いては当社および一般社団法人金融先物取引業協会のホームページに て公開しております。

コース名	個人	法人	算出方法
レバレッジ 1 倍コース	0	0	評価レート×1万通貨×100%
レバレッジ 10 倍コース	0	0	評価レート×1 万通貨×10%
レバレッジ 25 倍コース	0	0	評価レート×1 万通貨×4%
レバレッジ 50 倍コース	×	0	評価レート×1 万通貨×2%

レッジコースごと、通貨ペアごとに異なりますので、算出方法については レッジコースごと、通貨ペアごとに異なりますので、算出方法については 下の表をご参照ください。

> なお、当社ではレバレッジコースを1倍、10倍、25倍、50倍、100倍の 5種類ご用意しており(50倍以上のコースは法人のお客さまのみ選択可能 です) 口座開設後のレバレッジコース変更に関しては、別途当社が指定す る方法により同意していただくことを条件として、コースの指定を変更す ることが可能です。

> ※人民元/円は、レバレッジコース 50 倍、100 倍におきましても 25 倍コー スの取引証拠金が適用されます。

個人	法人	算出方法
0	0	評価レート×1 万通貨×100%
0	0	評価レート×1 万通貨×10%
0	0	評価レート×1 万通貨×4%
×	0	評価レート×1 万通貨×2%
	個人 ○ ○ ×	個人 法人 ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○

レバレッジ 100 倍コース × 〇 評価レート×1 万通貨×1%

算定された取引証拠金は1,000円未満を切り上げて、1,000円単位で設定します。なお、1,000通貨単位(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は1万通貨単位)のお取引の場合、1万通貨単位(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は10万通貨単位)の取引証拠金の10分の1となります。

※値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブ オーダーは全て自動的に取り消されます。

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の<u>投資した</u> <u>資金</u>に比べ大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、予想 した相場と違った場合には損失も大きくなります。

そのため、市場がお客さまのポジション(建玉)に対し不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社の所定の方法により、お客さまの保有するポジション(建玉)の全部を強制的に決済させていただきます(「30. 追証ルール」「31. ロスカットルール」参照)。この追証ルールやロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客さまは投資した資金を超える損失を被るおそれもあります。

(省略)

店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて

26. 評価損益

評価損益は、買ポジション(買建玉)の場合はビッド価格(Bid レート)、売ポジション(売建玉)の場合はオファー価格(Ask レート)で算出されます。

※対米ドル通貨の場合は米ドル/円のレート、対英ポンド通貨の場合は英ポンド/円のレート、対豪ドル通貨の場合は豪ドル/円のレート、対スイスフラン通貨の場合はスイスフラン/円のレート、対香港ドル通貨の場合は香港ドル/円のレート(評価益の場合 Bid、評価損の場合 Ask)を乗じた数値にて算出されます。

レバレッジ 100 倍コース × O 評価レート×1 万通貨×1%

算定された取引証拠金は1,000円未満を切り上げて、1,000円単位で設定します。なお、1,000通貨単位(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は1万通貨単位)のお取引の場合、1万通貨単位(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は10万通貨単位)の取引証拠金の10分の1となります。

※値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブ オーダーは全て自動的に取り消されます。

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)に比べ大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。

そのため、市場がお客さまのポジション(建玉)に対し不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社の所定の方法により、お客さまの保有するポジション(建玉)の全部を強制的に決済させていただきます(「30. 追証ルール」「31. ロスカットルール」参照)。この追証ルールやロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客さまは投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

(省略)

評価損益は買ポジション(買建玉)の場合は、ビッド価格 (Bid レート) 売ポジション (売建玉) の場合は、オファー価格 (Ask レート) で算出されます。

※対米ドル通貨の場合は米ドル/円のレート、対英ポンド通貨の場合は英ポンド/円のレート、対豪ドル通貨の場合は豪ドル/円のレート、対スイスフラン通貨の場合はスイスフラン/円のレート、対香港ドル通貨の場合は香港ドル/円のレート(評価益の場合 Bid、評価損の場合 Ask)を乗じた数値にて算出されます。

タイトル	30. 追証ルール	30. 追証ルール(個人口座のみ)
	оо. <u>Даш</u> о у	OV. Zemov /v <u>(INCAPE v)v//</u>
店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて 30. 追証ル	追証チェックの時点(5. 取引時間のシステムメンテナンス時間)で、お客さまの実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。追証が発生した場合、追証チェックの時点に、お客さまの実預託額が維持証拠金額を下回った不足分の金額(追証金額)を追証発生日の24時までに解消していただく必要がございます。なお、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。	追証チェックの時点(5. 取引時間のシステムメンテナンス時間)で、お客さまの実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。追証が発生した場合、追証チェックの時点に、お客さまの実預託額が維持証拠金額[評価レート×1万通貨×4%](※1)×取引数量(※2)を下回った不足分の金額(追証金額)を追証発生日の24時までに解消していただく必要がございます。なお、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。
ール	<維持証拠金額の算出方法> [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×証拠金率(※1)] (※2) ×取引数量 (※3)	※1. []内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、 3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場
	 ※1. 個人のお客さまは、適用されているレバレッジコースにかかわらず、一律で4%が適用されます。 法人のお客さまは、お客さまが選択されているレバレッジコースによる係数(1÷レバレッジコース)、または一般社団法人金融先物取 	合は、[]内の単位および取引数量は、10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジション (建玉)を保有している場合は、通貨ペアごとに 計算し合算して算出されます。
	引業協会が公表する為替リスク想定比率のいずれか高い方の値が適用されます。 なお、人民元/円の場合は、上記2つの係数または4%のいずれか高い方の値が適用されます。	また、追証が発生した場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て取り 消しとなり、追証が解消されるまで新規注文を受け付けることはできません。また、追証発生中は出金もできません。 追証を解消するためには、以下の2種類の方法がございます。
	※2. []内は、1,000円未満を切り上げて、1,000円単位となります。 ※3. 取引数量の単位は「万」となります。よって50万通貨なら「×50」、 3,000通貨なら「×0.3」となります。複数の通貨ペアのポジション を保有している場合、通貨ペアごとに計算し合算して算出されます。	上記で所行するためには、以下の21性類の力化がことです。
	※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[]内の単位および取引数量は、10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジション(建玉)を保有している場合は、通貨ペアごとに計算し合算して算出されます。法人のお客さまの場合、通貨ペアご	
	とに適用レバレッジが異なりますので、それぞれの通貨ペアごとに計算した後に合算して、維持証拠金を算出します。	

	(省略)	(省略)
	(削除)	※追証ルールは、個人口座のみ対象となり、法人口座では適用されません。

31. ロスカ ットルール

(省略)

なお、ロスカットされるポジション(建玉)の約定レート(ロスカットレート)は、当社システムが当該ポジション(建玉)を確認後、「執行中」となった時点のレートとなります。ロスカットは<u>お客さまの損失の拡大を防ぐための措置</u>ですが、急激な相場変動等により、ロスカットが執行されるレートがロスカットラインからかい離することがあり、必ずしも証拠金維持率が50%時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。特に、週明けには前週末の終値から大きくかい離したレートで取引が始まることがあり、その時、証拠金維持率がロスカットラインを下回っていれば、週明けのレートに準じた水準でロスカットとなることがあります。

上記のような場合、ロスカットが執行されたとしても、お客さまが当社 に預託された金額を上回る損失 (不足金)が生じる可能性がありますので、当社では余裕を持った資金の預託をお勧めしております。

このように、有効証拠金額が0円を下回った場合には、お客さまは預託した資産以上の損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払義務が生じることを異議なく承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後3時までに外貨ex口座に入金するものとします。

なお、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、お客さまに想定以上の損失が発生し、お客さまが当社に預託された金額を上回るおそれがあります。その場合の原因が天災地変等の当社の責めに帰すことができない事由であり、かつ当社において故意または重大な過失がない限り、当社は免責されることがあります

- ※1 評価・確認においてロスカット処理が必要なポジション (建玉) があった場合には、対象口座の当該ポジション (建玉) に対するロスカットレート確定後、その他口座に対する監視を再開します。
- ※2 証拠金維持率が、ロスカットアラート水準を下回った時点で、ロスカット水準をも下回っていた場合、ロスカットアラート通知は送られません。

(省略)

なお、ロスカットされるポジション(建玉)の約定レート(ロスカットレート)は、当社システムが当該ポジション(建玉)を確認後、「執行中」となった時点のレートとなります。ロスカットは<u>お客さまの資産を保全するための措置</u>ですが、急激な相場変動等により、ロスカットが執行されるレートがロスカットラインからかい離することがあり、必ずしも証拠金維持率が 50%時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。特に、週明けには前週末の終値から大きくかい離したレートで取引が始まることがあり、その時、証拠金維持率がロスカットラインを下回っていれば、週明けのレートに準じた水準でロスカットとなることがあります。

上記のような場合、ロスカットが執行されたとしても、お客さまが当社 に預託された金額を上回る損失(不足金)が生じる可能性がありますので、 当社では余裕を持った資金の預託をお勧めしております。

このように、有効証拠金額が0円を下回った場合には、お客さまは預託した資産以上の損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払義務が生じることを異議なく承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後3時までに外貨ex口座に入金するものとします。

なお、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、<u>想定以上の損失が発生し、またはお客さまが当社に預託された金額を上回る損失が発生するおそれがあります。その場合の原因が天災地変等の当社の責めに帰すことができない事由であって当社において故意、または重大な過失がない限り免責とすることがあります。</u>

- ※1 評価・確認においてロスカット処理が必要なポジション (建玉) があった場合には、対象口座の当該ポジション (建玉) に対するロスカットレート確定後、その他口座に対する監視を再開します。
- ※2 証拠金維持率が、ロスカットアラート水準を下回った時点で、ロスカット水準をも下回っていた場合、ロスカットアラート通知は送られません。

33. 現受・現 渡について

現受・現渡注文は売付(買付)総約定代金を外貨 ex 口座において授受することをいいます。

現受・現渡注文を行う場合は、対象となる通貨を事前に預託する必要が あります。

現受注文の場合、前もって買いポジション(買建玉)を保有しており、 当該相当額の資産が預託されている必要があります。

現渡注文の場合、前もって売りポジション(売建玉)を保有しており、 当該相当額の資産が預託されている必要があります。

※部分決済されたポジション (建玉) に対しては、現受・現渡注文を行う ことができません。

※南アフリカランド、人民元については現受・現渡注文を受け付けておりませんので、ご了承ください。

※日本円を含まない通貨ペアの現受・現渡注文は受け付けておりませんので、ご了承ください。

現受・現渡注文は売付(買付)総約定代金を外貨 ex 口座において授受することをいいます。

現受・現渡注文を行う場合は、対象となる通貨を事前に預託する必要があります。

現受注文の場合、前もって買いポジション(買建玉)を保有しており、 当該相当額の資産が預託されている必要があります。

現渡注文の場合、前もって売りポジション(売建玉)を保有しており、 当該相当額の資産が預託されている必要があります。

※部分決済されたポジション (建玉) に対しては、現受・現渡注文を行う ことができません。

※南アフリカランド、人民元については現受・現渡注文を受け付けておりませんので、ご了承ください。

(記載なし)

42. 税金に ついて 個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税2.1%(復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額、つまり益金の0.315%が追加的に課税されるものです。)、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。当社は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せください。

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益(為替利益-経費)が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。

また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得(事業所得に該当するものは除きます。)として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。

最終的な雑所得等の合計額が年間で20万円を超えた場合には、(例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても)確定申告をしなくてはなりません。

平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として 申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があり ます。税率は、所得税が15%、住民税が5%となります。

なお、個人の場合、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日の 25 年間にわたり、復興特別所得税として所得税額に 2.1%を乗じた 0.315%の付加税が追加的に課税されます。

その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通 算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すこと ができます。

※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の9種類の所得(利子所得、配当所得、事業所得、不動

産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得)のいずれ にもあたらない所得をいいます。

<u>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかか</u>わる所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客さまに店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを 行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を 記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。

なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー (http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm) へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

44. 資産の 保全につい て

当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている資産を三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、

- (1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から<u>社外の受益者代理人</u>へ、直近 の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。
- (2) <u>社外の受益者代理人</u>を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。

(省略)

当社に万が一の事態が起こった場合、社外の受益者代理人からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額(当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額)により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を社外の受益者代理人および信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイFX株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイFX株式会社の運営、および社外の受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

店頭外国為 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ

仕組ないて

48. 本取引 説明書の変 更および同 意方法

(省略)

この場合、お客さまは、原則として Web サイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

※本取引の開始および継続には、初回ログイン時と改訂時に、原則としてパソコンのブラウザ版取引画面または iPhone Cymo、iPad Cymo、Android Cymo、Tablet Cymo から同意を行っていただく必要がございます。なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな本取引説明書を送付するものとします。

当社とお客さまとの店頭外国為替証拠金取引に関し、ご不明な点がございましたら、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている資産を三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、

- (1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から<u>受益者代理人</u>へ、直近の信託 額算出時点での信託財産を返還いたします。
- (2) <u>受益者代理人</u>を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。

(省略)

当社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額(当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額)により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を受益者代理人および信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイFX株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイFX株式会社の運営、および受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。

(省略)

この場合、お客さまは、原則として Web サイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

※本取引の開始および継続には、初回ログイン時と改訂時に、原則としてパソコンのブラウザ版取引画面またはiPhone Cymo、iPad Cymo、Android Cymo、Tablet Cymo から同意を行っていただく必要がございます。なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな外国為替取引説明書を送付するものとします。

当社とお客さまとの店頭外国為替証拠金取引に関し、ご不明な点がございましたら、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

店頭外国為 替証拠金取 引の手続き について

の通りです。

(1) お取引開始までの流れ

a 本取引説明書の交付

はじめに当社 Web サイト上より約款、本取引説明書が交付されますので、 ご熟読いただき店頭外国為替証拠金取引の概要やリスク等について十分ご 理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された当社の 定める様式による確認書をご提出ください(約款・本取引説明書の交付、 確認書の提出は電磁的方法により行われます。事前に「書面の電磁的方法 による交付」への承諾をお願いします。)。

b 店頭外国為替証拠金取引口座の開設

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、当社に店頭外国為替証拠 金取引口座を開設する必要があります。原則として当社 Web サイト上より 店頭外国為替証拠金取引口座開設フォームに必要事項を入力いただき、店 頭外国為替証拠金取引口座を開設していただきます。その際、当社の指定 する本人確認書類のご提示をいただきます。なお、口座を開設するには、 一定以上の投資経験、知識、資力等が必要です。当社は審査※1のうえ、お 客さまに口座開設完了通知を送付いたします。また、現受現渡決済を行う 場合には、受渡のための外貨預金口座※2が必要となります。

※1当社では、お客さまの適合性に照らして、口座開設をお断りする場合が ありますので、あらかじめご了承ください。

※2邦銀・外銀を問わず、海外にある支店の口座はご指定になれません。

(削除)

c 証拠金の差し入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、お客さまは当社に所定の証 拠金を差し入れる必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足 額が生じるなど、証拠金の追加差し入れが必要な時は、これに応じていた

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次 | お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次 の通りです。

(1) 取引の開始

a 本取引説明書の交付を受ける

はじめに当社から約款、本取引説明書が交付されますので、店頭外国為 替証拠金取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と 責任において取引を行う旨が記載された当社の定める様式による確認書を ご提出ください(記載なし)。

b 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、原則として当社 Web サイ ト上より店頭外国為替証拠金取引口座開設フォームに必要事項を入力いた だき、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際、当 社の指定する本人確認書類のご提示をいただきます。(記載なし)

c 預金口座の開設

現受け現渡し決済を行う場合には、外貨の受渡しのための預金口座が必 要となります。

※邦銀・外銀を問わず、海外にある支店に口座はご指定になれません。

d 証拠金の差し入れ

当社指定銀行口座に振り込みによって、当該取引に必要な取引証拠金額 以上の証拠金を差し入れます。

だきます。

当社は、お客さまより上記の差し入れを受け入れた場合、証拠金受領書を交付するものとします。

(省略)

(3) 転売または買い戻しによる建玉の決済

ポジション (建玉) の反対売買のことを転売または買い戻しといい、取引 が成立した場合には、取引数量分のポジション (建玉) が減少します。

(4) 注文をした取引の成立(約定)

注文をした<u>外国為替証拠金取引</u>が成立(約定)した時は、当社は、(6)に 定めるところに従って成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告い たします。

(省略)

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客さまから請求があった場合は取引成立の都度、お客さまからの請求がない場合は1ヶ月ごと(ただし、取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客さまの報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日におけるポジション(建玉)、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付します。

(7) 電磁的方法による書面の交付

当社は、お客さまへの書面を取引画面において閲覧可能なPDF等、電磁的 方法により交付させていただきます。

(省略)

(省略)

(3) 転売または買い戻しによる建玉の結了

ポジション (建玉) の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売 または買い戻しとし、取引数量分がポジション (建玉) から減少します。

(4) 注文をした取引の成立(約定)

注文をした<u>外国証拠金取引</u>が成立(約定)した時は、当社は、(6)に定めるところに従って成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告いたします。

(省略)

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客さまから請求があった場合は取引成立の都度、お客さまからの請求がない場合は1ヶ月ごと(法令では四半期ごと。ただし、取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客さまの報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日におけるポジション(建玉)、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付します。

(7) 電磁的方法による書面の交付

当社はお客さまへの書面の交付を取引画面において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付により、発行させていただきます。

(省略)

店頭外国為 替証拠金取 引行為に関 する禁止行 為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

(省略)

j) 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

(省略)

u) ①個人顧客の場合

通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融 庁長官が定める額(想定元本の4%。v.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

②法人顧客の場合

店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額 に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託さ せることなく当該取引を継続すること

v) ①個人顧客の場合

通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における 顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官 が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させるこ となく取引を継続すること

②法人顧客の場合

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

(省略)

j) <u>本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、</u>顧客の知識、経験、 財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして 当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこ と

(省略)

u) 通貨関連デリバティブ取引 (店頭外国為替証拠金取引を含みます。v) において同じ。) につき、顧客が預託する証拠金額 (計算上の損益を含みます。) が金融庁長官が定める額 (平成 23 年 8 月 1 日以降は想定元本の 4%。以下同じ。) に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

	店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実 預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足 額を預託させることなく取引を継続すること				
当社の概要 について	年月	内容		年月	内容
10 沿革	平成 15 年 11 月 平成 16 年 3 月 平成 16 年 12 月 平成 17 年 6 月 平成 17 年 12 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金1億円で設立 店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始 資本金1億7千万円に増資 資本金4億2千万円に増資 信託保全サービス開始 資本金4億9千万に増資 東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融先物取引業登録 関東財務局長(金先)第148号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資 育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメント にそれぞれ営業譲渡を行う (省略)		平成 15 年 11 月 平成 16 年 3 月 平成 16 年 12 月 平成 17 年 6 月 平成 17 年 12 月 平成 18 年 4 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金1億円で設立 店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始 資本金1億7千万円に増資 資本金4億2千万円に増資 信託保全サービス開始 資本金4億9千万に増資 東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長(金先)第148号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資 育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメント にそれぞれ営業譲渡を行う (省略)

店頭外国為 替証拠金取 引に関する 主要な用語

(省略)

売建玉(うりたてぎょく)

売付取引のうち、未決済のものをいいます。

追証(おいしょう)

<u>証拠金残高が日々の相場の変動により自己のポジション(建玉)を維持するのに必要な金額(維持証拠金額)を下回った場合、追加して差し入れなければならない証拠金(担保)のことです。正式名称は追加証拠金(ついかしょうこきん)といいます。</u>

オファー

プライスを提示する側の売り値のこと。アスクと意味は同じです。提示された側はそのプライスを買うことになります。 (⇔ビッド)

(省略)

買建玉 (かいたてぎょく)

<u>買付取引のうち、未決済のものをいいます。</u>

(省略)

スプレッド

スプレッドとは、為替取引においては、ビッド価格(買値)とオファー価格(売値)の差のことをいいます。

(省略)

リーブオーダー

お客さまが値段(価格)を指定して売り買いの注文を依頼し預けてある注 文のことをいい、一般的には指値注文と逆指値注文等を総称した注文のこ とをいいます。 (省略)

売建玉(うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

(記載なし)

オファー

<u>金融先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出</u>をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

(省略)

買建玉 (かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

(記載なし)

(省略)

(記載なし)

下線部分が変更点